

鳥取県告示第384号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間 平成24年8月1日から平成25年2月29日まで
- 3 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡大山町及び南部町並びに日野郡日南町